

令和2年度新潟県人権施策推進懇談会 議事概要

1 開催概要

- (1) 日 時 令和2年9月4日（金曜日） 午後2時00分から午後3時40分まで
- (2) 場 所 新潟県庁 行政庁舎5階 508会議室
- (3) 出席者 委員11名中、10名出席

2 議事要旨

(1) 座長選出

林委員が座長に選出された。

(2) 事務局説明

資料1から4までにより説明

(3) 意見交換

(女性)

- 国や地方公共団体において様々な施策が実施され、女性の働く環境、県民意識、企業の考え方も変わってはきているが、これからも男女共同参画は、人権問題と同様に解決していくべき課題なのだという意識啓発を県、国全体で進めて行く必要がある。
- 県は、情報誌やインターネットによる意識啓発を始め、幅広い分野での人権施策の推進に努めている。その結果、審議会等、政策・方針決定の場への女性参画は進んできており、多いところでは半数位が女性というところもあるが、まだまだ男性と女性は上下の関係と考えている方もいる。女性にも人権はあり、自分の意見や生き方を決めたりできるという考え方をもう少し広めていく必要がある。
- 企業は、女性にどのように働いてもらうかを工夫することにより企業の発展につながってくる。幹部の方がそのように意識してくださるよう、企業による取組への支援等をより一層推進してもらいたい。

(インターネットによる人権侵害)

- インターネット上の人権侵害に関する事件数は現在増加しているものと認識している。本年においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴うネット上での誹謗中傷、差別、デマなどの事件が頻発し、こどものいじめと新型コロナウイルス感染症との関係がクローズアップされているとの印象があり、本県においても対策が必要ではないか。
- 本県の施策の状況として、人権侵害、中でもいじめや児童虐待の相談窓口は法務局、警察、教育委員会、児童相談所等複数の行政組織により開設されているが、連絡があったときに、組織間の調整や連携が機能しているかどうか。結果的にたらいまわしや対応の遅れなどが発生しないか不安を感じる。
- 個人情報保護の観点から、組織横断的な情報連携にはリスクがある。費用対効果の面か

らも本来であれば通報窓口を一本化して、プライバシー保護を前提とした組織連携で対応していくのがよいのではないかと。

(障害者)

- 平成 28 年に障害者差別解消法が施行された。法律はできたのに、なぜ差別がなくならないのかという意識がある。例えば、盲導犬の入店拒否が後を絶たないが、盲導犬を拒否することは盲導犬使用者を拒否しているのだということを県民には認識していただきたい。差別ではないと思ってやっていたことが実は差別だったという場合がある。何が差別に当たるのかを知っていただきたい。
- 障害者の人権について啓発していく方法には様々なものがあると思うが、学校での福祉の授業の機会を増やし、障害を持っていても同じ人間なのだということを、幼い頃から理解していくための教育が大事だと思う。

心が柔らかい子どもの時期に、障害者は同じ人間であり、少し助けてもらえば何でもできるのだということを知ってもらう機会を増やすよう御協力いただければ、また、小さなことからでもやっていっていただければ、差別が無くなるのではないかと。

(外国人)

- 新潟県は、外国人の長期在留の割合が、人口の 0.6 パーセントから 0.7%パーセントと少なく、全国的にみてもかなり少数派であり、問題があってもどうしても対応は後回しになる。
- 全国のニュースを見ると、技能実習等で来ている人たちが、雷に打たれて亡くなったりしているなど、ないがしろにされているのではないかと問題がまだ解決されていない。
- 今回新型コロナウイルス感染症の問題があって、労働弱者に当たる外国人実習生や外国人労働者、アルバイトをしている大学の留学生たちが失職して、生活費もなく、帰国することもできないという苦境に追いやられる可能性が高くなる。いわゆる社会的弱者に直接しわ寄せがいくので、新型コロナウイルス感染症対策としては、そういうところに関心を持っていかないといけない。
- また、長期的に外国の人が増えるに当たって、日本国内の言葉のバリアフリーがもう少し進むとよい。文字情報でも音声情報でも情報がきちんと伝わるように、行政や学校教育が外国語表記だけではなく、分かりやすい日本語での情報伝達を心掛けていく必要がある。

(感染症患者等)

- 福祉の現場にいる人たちに聞いても、ハンセン病の知識がない。知らないということから生まれる差別がたくさんあるから、まずは知ってもらうことが大事。知り続け、歴史を学び続けていかないと、同じような差別が繰り返されていく。
- 県でたくさんの予算を確保し、いろいろな教育・啓発の取組がなされているが、現実に

は伝わっていかないことが多い。資料やポスターを作るのは本当に大事だが、それに目を留める人というのは本当に少ない。いかにして目を留めてもらうかに重きを置く必要がある。

- 寄付をするという行為は、その人の思いや気持ちが添えられて形になるので、寄付の文化を社会全体で育てていくような取組がどこかに入っていくとよいのではないか。
- 障害のある方等、当事者の力を借りて福祉教育を進めるような仕組みを作っていただきたい。また、学校が当事者の方をお招きするときに、謝礼がないことがある。当事者の方々が活動しやすいよう、ぜひ謝礼を用意できるようにしていただきたい。

(子ども・若者)

- 児童養護施設は、昔はかつて孤児院と呼ばれていて、浮浪児、戦災孤児の保護から始まっているが、今、現在は7割が虐待で入所してくる子どもたちである。ほとんど身内の方がいる子どもだが、自身が生まれ育った地域でありながら、家族から離れて生活している状況にある。

そのような状況があり、また社会の少子化、過疎化の状況下で、子どもに関する行政が危うくなっていないか。過疎化により子どもが生活できない、また育てることができないというような地域が出てきて、地域の中で生活する子どもや養育する大人が孤立しないように支えていくという環境や活動が縮小しないように取り組んでいく必要がある。子どもが1人いたらそこには子どもが生活する地域があるという認識をもつことが大事である。

- 県の人権施策の状況については、この懇談会や計画の取組自体を各所管課とどのようにリンクして進めていくのか、そして、チェック又は実現していくのか、目に見える化をぜひお願いしたい。
- 学校、先生、福祉行政の方は、様々な研修があると思う。知識や技術的方法を学ぶことももちろん必要だが、現場で実際に起きていることを研修しているかが大切である。危機管理的な側面から具体的な内容を取り上げ、実践的な研修が行われているか確認していただきたい。また行われていないようであるなら、そのような研修をしていただきたい。

(性的指向・性自認)

- 性的指向・性自認に関しては、様々なあり方があるにもかかわらず、それに関する認識や理解が十分でないため、差別的言動や偏見に基づく言動が社会の様々なところで見られる。
- 職員が日々の実践の中で、性的指向や性自認の多様なあり方を意識した行動をしているかどうか、そこに意識を向ける必要がある。ただ知識を得るのではなくて、具体的に日々の実践を振り返るようなアクティブラーニング的な研修が求められている。
- 企業の職務慣行というものも、ジェンダーとかセクシャリティの在り方が種類しかないような、そういう前提から逃れられていないので、それによってもたらされる不利益や

差別的慣行が多々あるので、企業に対する啓発活動や研修を行う意義は大きい。

- 性的指向や性自認も誰か特定の人だけにあるのではなく、全員が何らかの特性を持っているので、どのような特性であっても、人権が保障されるということを理解し、実践できるようにする、そのような意識啓発を求めたい。

(新潟水俣病被害者)

- 新潟水俣病が公式確認されて今年で55年が経過したが、新潟水俣病への理解が十分でないことなどからいわれのない偏見や差別を恐れ、被害の声をあげることができない人や、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいる。潜在患者が名乗り出ることの環境整備や新潟水俣病の教訓を風化させずに、後世に伝えていく必要があると考えている。
- 新潟水俣病地域福祉推進条例に基づき、新潟水俣病についての正しい理解を深め、偏見や差別を生まないよう、保健・福祉施策、地域社会の再生融和の促進、教育啓発の推進、民間団体等の活動推進の取組を行っている。

(同和問題)

- 部落差別の今の最大の課題は、新潟県においては、インターネットで県内の同和地区が晒され続けていることである。新潟地方法務局や県にお願いをして一刻も早く削除してもらいたい。

県がモニタリングをやることは非常に大きな影響力があって、今までは取組の遅れを指摘されていたような市町村も、県がやっていることで私たちもやろうということで、足並みをそろえてやっているという、いい意味での展開もあるが、インターネットの現状は深刻である。

- 県のインターネットの課題、もちろん部落問題だけ対象となっているわけではなくて、インターネットでのいじめや様々な広範囲なものがあるが、今の状況の中で、部落問題が他人事ではないということを、県がしっかり認識をしないと子供たちに関わる大変な事件が起きてしまうのではないか。

(高齢者)

- 今は新型コロナウイルス感染症流行下の状況で、病院施設では、県外に在留するだけで面会を断られ、帰省すると、そこから2週間は、使えていたサービスが制限されて使えなくなったというようなことがあった。人権に絡めて、保健所からの正しい知識を普及しながら、対応することが必要なのではないか。新型コロナウイルス感染症流行下の状況というのは、やはり人権について考える機会にもなっている。
- 基本指針に高齢者の権利擁護の推進という項目があり、第三者評価の周知というものがある。第三者機関がサービスの質の向上のために、客観的に施設を評価して、公表の上、サービス改善を促していく事業であり、もともと受審率が低い、新型コロナウイルス感

染症流行下の状況の中で、そこからまた輪をかけてキャンセルされているような状況がある。

また、高齢者の虐待防止について、県の方でも事業者向けに研修会を実施しているが、これもやっぱり、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、実践ができていない。

- 今は各市町村が、来年度からの3年又は5年の福祉計画を策定している時期。例えば権利擁護の取組について、当該計画に記載される必要があると考えるが、県からも、その点について積極的に市町村を支援していただきたい。

(教育)

- 基本指針策定の背景として、国際的動向の項目に、2015年の国連サミットで採択されたSDGsの理念を入れるべき。国連加盟国が2030年までの達成をするために掲げた目標であり、今後SDGsの視点も加味した議論や協力が欠かせない。
- 基本指針の第2章の5として、インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進を項目立てて、特筆し、現状と基本方針を入れたのは大変良かった。
- 県教委によるスクールローヤーの配置は大変有効であり、各学校におけるいじめの予防対策として、スクールローヤーの活用を一層推進していく必要がある。
- 法務省人権擁護局が、令和2年6月に示した部落差別の実態に係る調査結果報告書を見ると、道徳の時間に同和教育を行う場合が多いことから、同和教育としての認知度に影響があるのではないか。「今日の学習は同和教育です」といった明確な提示が必要ではないか。
- 同じく、法務省の部落差別の実態に係る調査結果報告書や、県教委が令和2年3月に示した人権教育、同和教育に関する教職員意識調査を参考にした積極的な人権教育、同和教育の推進が必要である。
- 基本方針の第2章の1、学校教育における人権教育の推進の事業等の改善において、体験的な活動を取り入れることとなっている。県教委として、体験型アプローチや参加体験型学習プログラムなど、具体的な内容を示し、学校現場での積極的な活用と取組を目指すべきである。
- 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別について、学校教育における指導の難しさを感じている。副読本があり、事業や事業実践例が豊富な同和教育とは違い、教員はどうやってこの問題を事業で取り扱ったらよいか分からないのだろう。是非、県教委が主体となり、この問題の指導プログラムを作成してほしい。
- 社会同和教育について、各市町村における一般市民等を対象とした生涯教育、生涯学習、生涯学習講座、リカレント教育、市民大学講座、公民館事業等に計画的に組み込み、確実な実践が望まれる。また社会同和教育、市町村巡回研修の学校開催を通して、同和教育の実態を保護者や地域住民に認知してもらうことは、大人の学び直しにも繋がる貴重な場である。継続・発展を期待する。
- 事例が解決すれば終わりということではなく、構造的な問題があることを考えていかな

ければいけない。障害者差別解消法に基づき国や地方公共団体が合理的配慮を提供しなくてはならないが、例えば、聴覚障害の学生のために手話通訳者を用意しようとしても、そういう技能を持った方が地区によっては多くない。このような問題への対処も考えていくべきである。

(懇談会の実施方法について)

- この懇談会は、検証や次年度の課題について論議する機会だと思うが、この1回で懇談会は終わりなのか。さらにもう1回ぐらいは、当然あると思うがどうか。
- 事務局として今日ここにきているのは人権啓発室だけだが、教育委員会はなぜないのか。少なくとも人権に関わるセクションの担当者1人ずつ位はここに来てしっかりと意見を聞く必要があるのではないか。
- マスコミに懇談会の実施をアナウンスしたのか。県民に対して、新潟県はこういう取組を進めており、当事者の意見をしっかりと聞いているということが各社の紙面に載ることは、人権の取組を進めていくために重要。
- この間、国連の人権機関等のいろいろな動きがあり、新潟県の人権施策の中にもきっちり落とし込んでいかなければいけない。国際基準にしっかり向きあうためにも、西暦を併記するべきではないか。

◇事務局

- 1点目の懇談会を年2回開催してはどうかという点については、この懇談会については、昨年度県が行った事業実績を踏まえ、今後の事業を検討する時期に合わせて設定したものであり、できるだけ効果的に開催ができるように検討してまいりたい。
- 2点目の他部局の出席を求めるべきではないかという点については、有識者の皆様からの御意見を頂戴することを目的としており、このような形にしている。次回以降の開催において、委員の皆様から御意見をいただくに際しては、あらかじめその事業内容等について確認する必要がある場合には、対応できるようにするなど検討させていただきたい。
- 3点目のマスコミへのアナウンスに関しましては、事前に県庁記者クラブに懇談会の開催について情報提供しているが、本日はいらしていない状況です。
- 4点目の資料における西暦の併記については検討させていただきたい。

(懇談会意見の取りまとめについて)

- 意見を聞くだけではもったいないので、懇談会としてまとめ、それを皆さんにメール等で内容確認していただき、例えば県のホームページで公表するというまとめ方ではいかがか。
- 少なくとも最低2回、1年の検証と新しい方針について論議するというのが当然必要で

あるし、県でもそういうやり方はされてきているので、1回で済まそうというのは、非常に意気込みが感じられないというか、県の姿勢は非常に危惧するところはあるが、県が次からは検討するといっているので、座長がそのように言っただけなのであれば、座長の取りまとめでよろしいのではないか。

- 施策の推進に関して、やはり新型コロナウイルス感染症の流行という突発的なテーマがあり、差別的な扱いが現に今起きている。それについて何かコメントするべきではないか。

懇談会の意見として集約をして、県もこういう意見があったからこういうところに気を付けて頑張りますといった回答をしてそれを発表していただけるのであれば、来てよかったと思う。

- 昨年を受けての今年度であるので、チェックを行うために意見を求めるのはいいと思う。この懇談会でなくても、いろいろな動きがあれば、新潟県として、こういう形で取り組んでいるというようなものが出せるといいと思う。感染したために引っ越しをせざるを得なくなったとか、2万人、3万人の町の中で、誰が感染したのか特定されてしまうという問題もある。その他にも、地域や子供と親、障害を持った方々、高齢者といろいろな課題があるのでぜひお願いしたい。

- 今日の懇談会は、来年度予算に向けてどう生かしていくかということと、また、新潟県としては、市町村にどう広めていくかというのが大きな目的と思う。

一番の基本は、人権とか人間の感覚問題というものは、行政職員の皆さんが、どのように取り組むかというのが一番大きな力になってくると思う。ぜひ、今回いろいろ話が出たが、各部局にきちっと伝えていただいて、新年度、もちろん今年度も頑張っていたきたい。

- いろいろな分野にまたがって、こういう集まりができたので、皆さん気持ちは同じだと思う。これをうまく生かして有意義な集まりにしていくということが大事だと思う。とりあえず、この形でスタートさせて、中身のことを考えていくように進めてはどうかと思う。

座長の方で、今回のまとめをさせていただいて、委員の皆様を確認していただいた上で、加筆修正して、報告を作成するという作業にさせていただきたい。

- 県は市町村をサポートする立場だと思うが、新潟県の場合は、他県と違って、県は後から後からという姿勢である。だから、県がモニタリング事業をやると言ってくれてうれしかったし、人権課題の取組が遅れている市町村も、県がやるのならば実施しましょうと言ってくれた。こういうことをこれからもっと増やしてほしい。人権について、県がリードする意識を新年度では見せていただきたい。

以上